

令和8年度 公証週間特別講演会

人生のエンディングに備えて ～遺言・家族信託・任意後見・尊厳死宣言・死後事務委任～

体が不自由になってしまったときや認知症になった場合の対策、遺言や相続、死の迎え方など、長い人生を過ごすうえで気がかりなことはたくさんあります。「誰に」「何を」「どのような方法で」任せておくのが良いのか、元気なうちに備えられることを専門家が分かりやすく解説します。

日時	令和 8年 10月 6日 (火) 午後 1 時 30 分～3 時 ※ 開場は 1 時 15 分～
会場	大田区消費者生活センター 大集会室 (大田区蒲田五丁目 13 番 26)
講師	公証人 高橋 孝一 氏 (大森公証役場)
定員	50 名
参加費	無 料
申込・問合せ	おおた成年後見センター (事前予約制)
電話番号	03-3736-2022

手話通訳も
あります！！



同 時 開 催

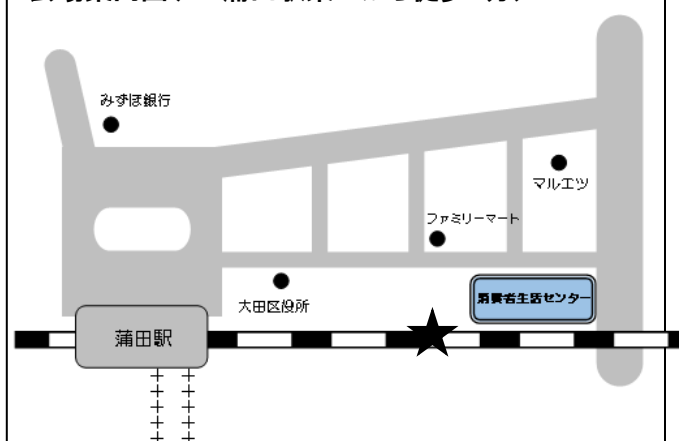
公証人による相談会

遺言・任意後見・尊厳死宣言・各種契約書類の公正証書作成などについて、
無料でご相談に応じます。

開催時間	午後 1 時 30 分～4 時 30 分
定員	10 名 (各 20 分)
申込・問合せ	おおた成年後見センター (事前予約制)
電話番号	03-3736-2022

『公証人』… 裁判官や検察官などを長年経験した者の中から法務大臣により任命され、公正証書の作成などの仕事を行っています。

会場案内図 (JR 蒲田駅東口から徒歩5分)



これからの安心設計

“遺言はこれから先の安心設計”
相続の争いをなくす遺志を残す。

公正証書遺言

□遺言は、遺言者の大事な財産を、相続人など誰に遺すかを決め、相続をめぐる争い（身内の争い）を防止するために作成します。

□公正証書遺言は、公証人が作成するので、正確かつ法律的に問題のない遺言を残すことができます。

●特に遺言が必要な場合として

○子どもさんがいないご夫婦 一相続人が兄弟の場合、全ての財産を配偶者に遺すことができます。

□公正証書遺言は、裁判所の検認手続きは不必要で、登記等も単独でできます 遺言執行者が預貯金の払戻しもできます。

信託（家族信託・遺言信託）

□障害があるお子さんの“親亡きあとを”家族信託又は遺言信託で定めることができます。またその子が亡くなったあとの受益者又は権利者についても決められます。

自筆証書遺言

□遺言者がご自身で全文を自署し押印して作成します。□書き方が法律によって定められているため、誤りがあると全体を無効にするおそれがあります。□家庭裁判所の検認手続きが必要です。

尊厳死宣言

□「延命措置は行わないでください」と公正証書で宣言もできます。

■ 認知症が心配である、将来に備えたい

■ 入院・入所している親族の後見をし、預金の払戻しなど生活の

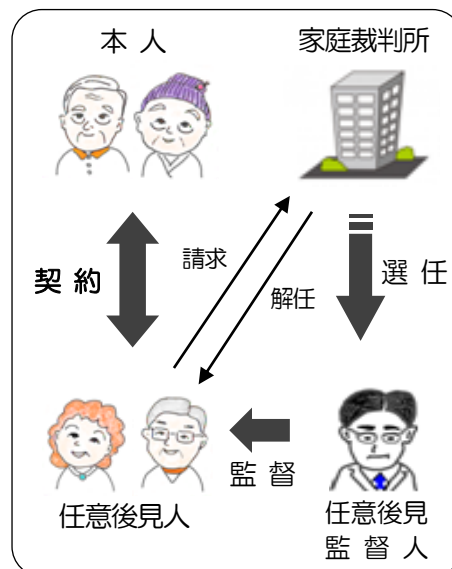
支援をしたい

■ そのために任意後見契約や見守り契約を！

任意後見契約

□任意後見契約は、将来、認知症などで判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ選んだ「任意後見人」に、自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務を委任する契約です。

□本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと本人を代理し、本人の保護・支援をすることが可能になります。



□代わってやってもらふ事務の一般的な例としては、財産の管理、銀行・郵便局との取引、定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払いに関する事項、福祉関係

施設や病院との手続きの処理などです。

その前の見守り事務委任契約

□本人に判断能力がある場合でも、病気や事故、怪我、あるいは加齢によって、自分のことを自分でやることができないなど支援が必要な場合に、同じく本人の生活、療養看護や財産管理に関する事務を委任する契約（見守りも）を結ぶものです。

◇問合せ先◇

- ・大森公証役場 ☎3763-2763
- ・蒲田公証役場 ☎3738-3329
- ・大田区社会福祉協議会 ☎3736-2022
（おおた成年後見センター）